

第101回宍粟市議会定例会 上程議案等一覧

議案番号	件名	備考
第 107 号議案	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	11月26日提出
第 108 号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	11月26日提出

第107号議案

宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年宍粟市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の207.5」を「、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の192.5」に改める。

第2条 宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の192.5」を「100分の200」に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

宋栗市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○【第1条による改正】

現	行	改正案
(期末手当)		(期末手当)
第6条 (略)		第6条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の207.5を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつた者とみなす。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の207.5を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつた者とみなす。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の192.5を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつた者とみなす。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 (略)	3 (略)	3 (略)

○【第2条による改正】

現	行	改正案
(期末手当)		(期末手当)
第6条 (略)		第6条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場においては100分の207.5、12月に支給する場においては100分の192.5を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当の額	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の200を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当の額	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の200を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当の額

現 行	改 正 案
<p>了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあった者とみなす。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあった者とみなす。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第108号議案

宍粟市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の
一部改正について

宍粟市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めゝる。

令和3年11月26日提出

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第 号

宍粟市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(宍粟市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 宍粟市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年宍粟市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25
12月1日				

」

を

「

6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25
12月1日	100分の192.5	100分の154	100分の115.5	100分の57.75

」

に改める。

第2条 宍粟市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25
12月1日	100分の192.5	100分の154	100分の115.5	100分の57.75

」

を

「

6月1日	100分の200	100分の160	100分の120	100分の60
12月1日				

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

宗粟市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○【第1条による改正】

現 行		改 正 案	
別表第2 (第5条関係)			
		在職期間	
基準日	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満
6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5
12月1日	100分の192.5	100分の154	100分の115.5

○【第2条による改正】

現 行		改 正 案	
別表第2 (第5条関係)			
		在職期間	
基準日	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満
6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5
12月1日	100分の192.5	100分の154	100分の115.5